事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	行旅病人及び行旅死亡人に関する事業		

事業概要	行旅中に歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥り、当人に医療費等の支払い能力がなく、かつ救護者のいない生活保護制度及び各種医療保険制度の適用のない行旅病人の救護等を行います。 行旅中に死亡し引取者のない者、住所、居所若しくは氏名が知れず、かつ引取者のない死亡人の埋火葬等を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	行旅病人及び行旅死亡人への対応	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	行旅死亡人の埋火葬等	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	官報への掲載	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	県負担金申請	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	県負担金実績報告	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・行旅病人及行旅死亡人取扱法 第一条　此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ ②　住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス ③　前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム 第二条　行旅病人ハ其ノ所在地市町村之ヲ救護スヘシ ②　必要ノ場合ニ於テハ市町村ハ行旅病人ノ同伴者ニ対シテ亦相当ノ救護ヲ為スヘシ ・行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	中国残留邦人等に対する支援事業		

事業概要	中国残留邦人等が市内に転入してきた場合、支援給付事業を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	受付相談事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	支援給付事務	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (目的) 第一条　この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	ホームレス支援事業		

事業概要	ホームレス又はホームレスになるおそれのある人に対し、総合的な相談や・指導体制による支援を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	ホームレス巡回相談	相談支援						■				■		
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 (目的) 第一条　この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	要保護者に関する相談事業		

事業概要	相談者の状況を聞き取り、利用できる他法他施策の活用を案内するとともに、生活保護制度の適用を検討します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	受付対応	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	相談による状況把握、各種助言	相談支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	相談記録作成	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	生活保護の決定及び実施に関する事務		

事業概要	憲法第25条の生存権の確保のため、生活保護制度を実施します。 生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。 被保護者調査等の報告事項について定められた期限までに国・県へ報告します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	生活保護申請に対する調査	調査・検討・決定	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	保護費の支給	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	保護費の算定	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	費用の返還及び徴収	調査・検討・決定	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	被保護者調査報告	統計調査・集計	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則 ・統計法

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	被保護者の自立支援事業		

事業概要	生活保護受給者に対し、ケースワーカーが訪問活動等により生活状況を把握し、日常生活の自立、社会的自立、経済的自立に向けどういった支援等が必要かを検討、実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	生活状況実態調査	現場調査・訪問	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	援助方針策定	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	自立に向けた各種支援	相談支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	課税状況及び年金受給権調査	調査・検討・決定			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	記録作成	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	生活保護電算システムの管理運用事業		

事業概要	生活保護電算システムの保守点検、生活保護基準改定及びシステム標準化への対応を実施します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	保守点検	保守・点検・改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	生活保護基準改定対応	保守・点検・改修											■	■
3	システム標準化対応	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	使用料及び賃借料支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	医療扶助電子レセプトシステムの管理運用事業		

事業概要	生活保護行政における業務の効率化及び適正な保護実施に必要な正確性を確保するため、医療扶助電子レセプトシステムの管理運用を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	電子レセプトシステムの管理運用	保守・点検・改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	運用保守業務委託契約締結	伝票処理・契約事務	■											
3	運用保守業務委託料支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	運用保守業務委託料入札	伝票処理・契約事務												■
5	レセプト電子データ提供料支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	医療扶助・介護扶助に関する事務		

事業概要	被保護者及び扶養親族等の状況把握を行い、病院、薬局、施設、関係機関等への調査、連絡調整を実施します。 また、生活保護法診療報酬（レセプト）の点検を実施し、医療扶助費の適正な支出を図るとともに、社会保険診療報酬支払基金より請求された診療報酬審査手数料及び神奈川県国民健康保険団体連合会より請求された介護報酬審査手数料を支払います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	病院、薬局、施設、関係機関等への調査、連絡調整	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	医療機関への医療券、要否意見書等の送付	通知等発送	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	薬局への調剤券の送付	通知等発送	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	介護券の内容確認・事業所への送付	通知等発送	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	みなし2号の申請受付・管理・連絡	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	介護保険被保険者への情報提供	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	診療報酬審査手数料の支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	介護報酬審査手数料の支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9	診療報酬明細書（レセプト）点検業務委託契約	伝票処理・契約事務	■											
10	委託によるレセプト単月点検及び縦覧点検の実施	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
11	診療報酬明細書（レセプト）点検業務委託料支払い	伝票処理・契約事務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12	診療報酬明細書（レセプト）点検業務委託入札	伝票処理・契約事務												■
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	生活保護受給者就労支援事業		

事業概要	生活保護制度における自立助長のため、稼働能力を有する被保護者に対し生活保護担当ケースワーカーと生活保護就労支援相談員が専門的知識による協力のもと支援対象者への就労指導を機能的かつ円滑に進め、きめ細やかな助言・指導等、就労支援の充実を図ることにより、支援対象者の経済的自立を促します。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	支援対象者の状況把握	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	求人情報の提供	相談支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	就労阻害要因の解消	相談支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	記録作成	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	ハローワークとの連携	相談支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (被保護者就労支援事業) 第五十五条の七　保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	被保護者健康管理支援事業		

事業概要	被保護者に対し、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行い、健康や生活の質の向上につなげるとともに、医療扶助費の適正化を図ります。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	頻回受診指導の実施	相談支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	健診受診勧奨の実施	相談支援	■	■	■	■								
3	健康管理支援事業業務委託仕様書作成	事務作業全般	■	■	■									
4	健康管理支援事業業務委託入札・契約	伝票処理・契約事務				■	■							
5	受診勧奨通知作成・送付	通知等発送					■	■						
6	保健指導・生活支援事業対象者の抽出	事務作業全般							■	■				
7	保健指導・生活支援事業実施	相談支援								■	■	■	■	■
8	健康管理支援事業業務委託料支払い	伝票処理・契約事務												■
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (被保護者健康管理支援事業) 第五十五条の八　保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものとする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	生活保護法に係る国県負担金及び補助金申請等に関する事務		

事業概要	生活保護法に係る国県負担金及び補助金申請等に関する事務処理を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	生活保護費等国庫負担金・補助金申請（翌年度分）	事務作業全般										■	■	■
2	生活保護費県費負担金申請（翌年度分）	事務作業全般										■	■	■
3	生活保護費等国庫負担金・補助金実績報告	事務作業全般	■	■	■									
4	生活保護費県費負担金実績報告	事務作業全般	■	■	■									
5	生活保護費等国庫負担金・補助金所要見込調査	事務作業全般							■	■	■			
6	生活保護費県費負担金所要見込調査	事務作業全般							■	■	■			
7	生活保護費等国庫負担金・補助金変更申請	事務作業全般			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	生活保護費県費負担金変更申請	事務作業全般			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則

事務事業概要書

部名	福祉部	課かい名	生活支援課
事務事業名	医療扶助のオンライン資格確認導入事業		

事業概要	生活保護の医療扶助については、現在紙で発行している医療券について、 ・生活保護受給者の利便性を高めること ・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること ・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること などを目的として、令和5年度中にマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を導入する予定です。 具体的には、生活保護受給者が医療機関等を受診する際に、マイナンバーカードを医療機関等に提示することで、紙で発行していた医療券等情報をオンラインで医療機関等が把握できるようになります。（実施予定時期：令和6年3月から）

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	レセプト管理システム改修業務委託契約締結	事務作業全般	■											
2	生活保護システムの改修・設定	申請等受付	■	■	■									
3	レセプト管理システム改修・設定	調査・検討・決定	■	■	■									
4	受給者番号の再付番		■	■	■									
5	医療機関情報の整理					■	■	■						
6	外部接続テスト（検証環境）	事務作業全般	■	■	■									
7	総合運用テスト	事務作業全般				■	■							
8	外部接続テスト（本番環境）						■	■						
9	登録用資格情報の整理		■	■	■	■	■	■						
10	中間サーバーへの資格情報の登録							■	■					
11	健診情報の外部接続テスト（検証環境）	事務作業全般				■	■	■						
12	健診情報の外部接続テスト（本番環境）									■	■			
13	中間サーバーへの健診情報の登録											■	■	■
14	本格運用開始													■
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本国憲法 第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ・生活保護法 (この法律の目的) 第一条　この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 (医療扶助) 第十五条　医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。 一　診察 二　薬剤又は治療材料 三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 四　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 五　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 六　移送 ・生活保護法施行令 ・生活保護法施行規則 ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 （生活保護法の一部改正） 第八条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。 以下省略